

十九 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(償却額の配賦がされている場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>7-7-3の3 <b>法人が各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。7-7-4において同じ。)</b>において.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(償却額の配賦がされている場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>7-7-3の3 <b>法人が各事業年度において.....</b></p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>
<p>(取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額)</p> <p>7-7-7 .....</p> <p>.....<b>前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</b>における取得価額の平均額の5%相当額による。</p>	<p>(取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額)</p> <p>7-7-7 .....</p> <p>.....<b>前事業年度における取得価額の平均額の5%相当額による。</b></p>
<p>(除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額)</p> <p>7-7-8 .....</p> <p>.....<b>各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</b>において.....</p>	<p>(除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額)</p> <p>7-7-8 .....</p> <p>.....<b>各事業年度において.....</b></p>
<p>(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)</p> <p>7-7-9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<b>その取得をした事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)ごとに区分して.....い</b> <b>ずれか遅い事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、</b></p>	<p>(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)</p> <p>7-7-9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<b>その取得をした事業年度ごとに区分して.....い</b> <b>ずれか遅い事業年度の翌事業年度において除却処理する方法</b></p>

改 正 後	改 正 前
当該連結事業年度)の翌事業年度において除却処理する方法	

二十 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
(少額又は周期の短い費用の損金算入) 7-8-3 ..... (1) ..... 2以上の事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)にわたって..... ..... (2) ..... (注) .....	(少額又は周期の短い費用の損金算入) 7-8-3 ..... (1) ..... 2以上の事業年度にわたって..... ..... (2) ..... (注) .....

二十一 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産) 8-1-14 ..... (1) <u>適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立</u> (以下8-1-15までにおいて「 <u>適格分割型分割等</u> 」という。)..... (2) ..... <u>適格分割型分割等</u> .....	(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産) 8-1-14 ..... (1) <u>適格分割、適格現物出資又は適格事後設立</u> (以下8-1-15までにおいて「 <u>適格分割等</u> 」という。)..... (2) ..... <u>適格分割等</u> .....

<p>(3) <b>適格分割型分割等</b>.....</p> <p>(双方に関連を有する繰延資産の引継ぎ)</p> <p>8-1-15 <b>適格分割型分割等</b>.....</p> <p>.....合理的にあん分した金額.....</p>	<p>(3) <b>適格分割等</b>.....</p> <p>(双方に関連を有する繰延資産の引継ぎ)</p> <p>8-1-15 <b>適格分割等</b>.....</p> <p>.....合理的に按分した金額.....</p>
--	---

二十二 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(評価損の判定の単位)</p> <p>9-1-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....<b>令第68条第1号《<u>棚卸資産</u>の評価損の計上ができる場合</b> .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(補修用部品在庫調整勘定の設定)</p> <p>9-1-6の2 .....</p> <p>.....<b>保有開始年度(その製品の製造を中止した事業年度の翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)をいう。以下9-1-6の2において同じ。)以後の各事業年度</b>.....</p> <p>.....</p> <p>(備考)</p> <p>1 .....</p>	<p>(評価損の判定の単位)</p> <p>9-1-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....<b>令第68条第1号《<u>たな卸資産</u>の評価損の計上ができる場 合</b>.....</p> <p>(5) .....</p> <p>(補修用部品在庫調整勘定の設定)</p> <p>9-1-6の2 .....</p> <p>.....<b>その製造を中止した事業年度の翌事業年度(以下9-1-6 の2において「保有開始年度」という。)以後の各事業年度</b>.....</p> <p>.....</p> <p>(備考)</p> <p>1 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>.....保有開始年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において.....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>（補修用部品在庫調整勘定の金額の益金算入）</p> <p>9-1-6の3 補修用部品在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額に算入する。</p> <p>（単行本在庫調整勘定の金額の益金算入）</p> <p>9-1-6の9 単行本在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額に算入する。</p> <p>（上場有価証券等以外の有価証券に係る著しい価額の低下の判定）</p> <p>9-1-11 .....</p> <p>（注）法人の有する有価証券が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の株式（出資を含む。）である場合には、令第9条の2第1項第2号《連結子法人株式の帳簿価額の修正事由》に掲げる事由が生じたものとして同条第2項の規定により当該有価証券の帳簿価額の修正額の計算を行ったものとしたときに算出される金額をもって9-1-7に定める「その時</p>	<p>2 .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>.....保有開始年度以後の事業年度において.....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>（補修用部品在庫調整勘定の金額の益金算入）</p> <p>9-1-6の3 補修用部品在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>（単行本在庫調整勘定の金額の益金算入）</p> <p>9-1-6の9 単行本在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>（上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定）</p> <p>9-1-11 .....</p>

の帳簿価額」とする。

二十三 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(具体的に確定する前に未払計上をした役員退職給与)</p> <p>9-2-20 法人が退職した役員に対して支給する退職給与の額につきその額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....</p> <p>(仮払経理した役員退職給与の損金不算入)</p> <p>9-2-21 法人が、退職した役員に対する退職給与をその額が具体的に確定した日の属する事業年度以後の事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)において.....</p> <p>.....</p> <p>(厚生年金基金からの給付等がある場合)</p> <p>9-2-22の2 退職した役員が、その退職した法人から退職給与の支給を受けるほか、既往における使用人兼務役員としての勤務に応ずる厚生年金基金からの給付、確定給付企業年金法第3条第1項《確定給付企業年金の実施》に規定する確定給付企業年金に係る規約(以下この章において「確定給付企業年金規約」という。)に基づく給付、確定拠出年金法第4条第3項《承認の基準等》に規定する企業型年金規約(以下この章において「確定拠出企業型年金規約」という。)に基づく給付又は適格退職年金契約に基づく給付を受ける場合には、.....</p>	<p>(具体的に確定する前に未払計上をした役員退職給与)</p> <p>9-2-20 法人が退職した役員に対して支給する退職給与の額につきその額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度において.....</p> <p>...</p> <p>(仮払経理した役員退職給与の損金不算入)</p> <p>9-2-21 法人が、退職した役員に対する退職給与をその額が具体的に確定した日の属する事業年度以後の事業年度において.....</p> <p>.....</p> <p>(適格退職年金契約等に基づく給付がある場合)</p> <p>9-2-22の2 退職した役員が、その退職した法人から退職給与の支給を受けるほか、既往における使用人兼務役員としての勤務に応ずる適格退職年金契約に基づく給付又は厚生年金基金からの給付を受ける場合には、.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不相当に高額な部分の判定)</p> <p>9-2-30 .....</p> <p>.....退職給与の支給を受けるほか、<u>厚生年金基金からの給付、確定給付企業年金規約に基づく給付、確定拠出企業型年金規約に基づく給付若しくは適格退職年金契約に基づく給付又は勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令第74条第5項《特定退職金共済団体》に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済契約に基づく給付等</u>を受ける場合には、.....</p> <p>.....</p>	<p>(適格退職年金契約等に基づく給付がある場合の不相当に高額な部分の判定)</p> <p>9-2-30 .....</p> <p>.....退職給与の支給を受けるほか、<u>適格退職年金契約に基づく給付、厚生年金基金からの給付又は勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令第74条第5項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済契約に基づく給付等</u>を受ける場合には、.....</p>

二十四 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9-3-1 法人が支出する令第135条各号《<u>確定給付企業年金等の掛金等の損金算入</u>》に掲げる掛金、保険料、<u>事業主掛金</u>、信託金等又は預入金等の額.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 .....</p> <p>.....(令第135条《<u>確定給付企業年金等の掛金等の損金算入</u>》)の規定の適用.....</p> <p>(1) .....</p>	<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9-3-1 法人が支出する令第135条各号《<u>適格退職年金契約等の掛金等の損金算入</u>》に掲げる掛金、保険料、信託金等又は預入金等の額.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(養老保険に係る保険料)</p> <p>9-3-4 .....</p> <p>.....(令第135条《<u>適格退職年金契約等の掛金等の損金算入</u>》)の規定の適用.....</p> <p>(1) .....</p>

(2) .....  
(3) .....

(2) .....  
(3) .....

## 二十五 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(仮払経理した寄附金)</p> <p>9-4-2の3 ..... .....<b>法第37条第2項又は第3項</b>.....</p>	<p>(仮払経理した寄附金)</p> <p>9-4-2の3 ..... .....<b>法第37条第2項</b>.....</p>
<p>(手形で支払った寄附金)</p> <p>9-4-2の4 <b>令第78条第1項《支出した寄附金の額》</b>.....</p>	<p>(手形で支払った寄附金)</p> <p>9-4-2の4 <b>令第78条《未払寄付金》</b>.....</p>
<p>(利益処分経理による指定寄附金等)</p> <p>9-4-2の5 <b>法人が法第37条第4項各号《指定寄附金等》(同項第3号を同条第6項.....令第78条第1項《支出した寄附金の額》の規定...</b> .....</p>	<p>(利益処分経理による指定寄附金等)</p> <p>9-4-2の5 <b>法人が法第37条第3項各号《指定寄附金等》(同項第3号を同条第5項.....令第78条《未払寄付金》の規定</b>.....</p>
<p>(国等に対する寄附金)</p> <p>9-4-3 <b>法第37条第4項第1号</b>.....</p>	<p>(国等に対する寄附金)</p> <p>9-4-3 <b>法第37条第3項第1号</b>.....</p>
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9-4-5 ..... .....<b>法第37条第4項第1号</b>.....</p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9-4-5 ..... .....<b>法第37条第3項第1号</b>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>9-4-6 .....</p> <p>.....<b>法第37条第4項第1号</b>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 <b>法第37条第4項第3号</b>.....</p> <p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 .....</p> <p>.....<b>法第37条第4項各号《指定寄附金等》に定める寄附金</b>.....</p> <p>.....</p>	<p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>9-4-6 .....</p> <p>.....<b>法第37条第3項第1号</b>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 <b>法第37条第3項第3号</b>.....</p> <p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 .....</p> <p>.....<b>法第37条第3項各号《指定寄附金等》に定める寄付金</b>.....</p> <p>.....</p>

二十六 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(租税の損金算入の時期)</p> <p>9-5-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) <b>利子税並びに地方税法第65条第1項、第72条の45の2又は第327条第</b></p>	<p>(租税の損金算入の時期)</p> <p>9-5-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) <b>利子税並びに地方税法第65条、第72条の45の2又は第327条</b>.....</p>



**1 項**.....

(事業税の損金算入の時期の特例)

9-5-2 .....

.....**当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。**

(注)1 .....

2 .....

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算入)

9-5-2の2 .....**事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に係る事業税**.....

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9-5-8 .....

(1) .....

(2) .....

(3) **障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項《障害者雇用納付金の徴収》に規定する障害者雇用納付金 当該障害者雇用納付金の額につき、障害者雇用納付金申告書が提出された日(告知に係る金額については、当該告知があった日)**

.....

(事業税の損金算入の時期の特例)

9-5-2 .....

.....**当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。**

(注)1 .....

2 .....

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算入)

9-5-2の2 .....**事業年度に係る事業税**.....

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9-5-8 .....

(1) .....

(2) .....

(3) **障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項《身体障害者雇用納付金の徴収》に規定する身体障害者雇用納付金 当該身体障害者雇用納付金の額につき、身体障害者雇用納付金申告書が提出された日(告知に係る金額については、当該告知があった日)**